

木更津市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画・認知症施策推進計画 策定業務委託 仕様書

１．業務名

木更津市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託

２．担当課名

福祉部介護保険課

３．期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４．目的

国や県の動向、本市の高齢者の状況等を的確に把握し、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、木更津市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「１０期計画」という。）を策定することを目的とする。

また、計画策定に当たっては、千葉県高齢者保健福祉計画、千葉県保健医療計画、木更津市基本構想・基本計画、木更津市地域福祉計画その他の高齢者の保健、医療、福祉、居住に関する事項等を定めた関連する諸計画との調和を図るものとする。

５．一体的に策定する計画（事項）

- ・老人福祉計画（老人福祉法第２０条の８に基づく計画）
- ・介護保険事業計画（介護保険法第１１７条に基づく計画）
- ・認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第１３条に基づく計画）

６．業務内容

（１）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、本市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、委託者が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（２）アンケート調査の実施

現状の把握及び１０期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施する。

受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工を行う。なお、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録は、委託者が行う。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施（令和７年度）

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。また、本市における認知症施策を検討する基礎とするために、認知症に関する設問も加えること。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する。）。受託者は調査票の設計、及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	要介護認定を受けていない６５歳以上の一般高齢者
配布数	１種 ４，５００票（回収率６０％見込み）
想定原稿頁数	A４縦原稿１６ページ以内（A３横両面４枚以内）
調査方法	郵送法
調査時期	調査票の発送は令和８年２月頃を予定
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査の分析（令和８年度）

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要支援・要介護認定者及び家族を対象とした調査を行う。調査は郵送法により実施する。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する。）。受託者は調査票の設計、及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	要支援・要介護認定を受けている被保険者
調査数	１種 １，５００票（回収率６０％見込み）
想定原稿頁数	A４縦原稿１２ページ以内（A３横両面３枚以内）
調査方法	郵送法（接続方式（回収後に認定データと関連付ける方式））
調査時期	調査票の発送は令和８年５月頃を予定
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

③特別養護老人ホーム入所希望者調査の分析（令和８年度）

介護が必要となっても安心した生活を送ることができるよう、施策の基礎資料とす

るため、特別養護老人ホームに申込みをされている方を対象とした調査を行う。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する。）。受託者は調査票の設計、及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【特別養護老人ホーム入所希望者調査の実施概要】

調査対象	令和８年４月１日現在の特別養護老人ホーム入所希望者
調査数	１種　３００票（回収率５０％見込み）
想定原稿頁数	A４縦原稿１２ページ以内（A３横両面４枚以内）
調査方法	郵送法（接続方式（回収後に認定データと関連付ける方式））
調査時期	調査票の発送は令和８年５月頃を予定
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

（３）認知症調査

認知症施策検討の基礎資料とするため、地域の認知症に関する生活実態や地域活動に関する調査を実施する。具体的な実施方法については、認知症サポーターへの簡易調査（１００サンプル程度）及び認知症サポーター養成講座の講師へのヒアリング（１０サンプル程度）を想定する。いずれもA４縦原稿４ページ以内（A３横両面１枚以内）を想定する。

（４）給付実績集計・分析の実施

委託者が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。受託者は必要に応じて、地域包括ケア「見える化」システムを使用し、分析作業を行う。

（５）計画目標量の設定

１０期計画の前提となる将来人口及び高齢者人口を設定し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第１０期介護保険料の設定支援を行う。

（６）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

（７）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて、１０期計画及び本市の認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、

計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 介護保険運営協議会の運営支援

介護保険運営協議会（４回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(10) 介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供等支援

介護保険・高齢者福祉施策に関する動向は日々変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣官房において指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。また、１０期計画期間に向けて行われると見込まれる基準省令その他の法令改正に伴い、必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文、例規整備の考え方や一般的な整備例等についても提供する。

(11) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、総括責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、総括責任者又は業務担当者は月１回以上の頻度で、対面又はオンラインにて委託者と協議を行い、本業務の進捗状況の報告又はその他必要な打合せを行うものとする。

7. 成果品

(令和７年度業務)

- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査アンケート調査票
- ・ 在宅介護実態調査アンケート調査票
- ・ 特別養護老人ホーム入所希望者調査アンケート調査票
- ・ 認知症調査アンケート調査票
- ・ 情報提供資料一式
- ・ 上記成果品の磁気媒体（ＣＤ－ＲＯＭ ２枚）

(令和８年度業務)

- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査アンケート調査報告書
（Ａ４判、１５０頁程度、１色刷）：５０部
- ・ 木更津市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画・認知症施策推進計画
（Ａ４判、１６０頁程度、表紙レザック、本文４色刷）：１５０部

- ・木更津市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画概要版
（A4判、20頁程度、A3版中折り針金綴じ、本文4色刷、Uni-Voice対応（切り欠き加工））：150部
- ・上記成果品の磁気媒体（CD-ROM 2枚）
- ・情報提供資料一式

8. その他

この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。